

2015年11月1日

No.103「衣服 Version3.0」、No.104「家庭用繊維製品 Version3.0」 の部分的な改定について

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

1. 改定の経緯、概要

2015年8月1日に制定した「衣服 Version3.0」、「家庭用繊維製品 Version3.0」では、リサイクル羽毛を使用したダウンジャケット、使用済み布団類などの詰物を再使用したふとんなどを新たに認定基準として盛り込んだ。これに対応するエコマーク環境情報は「リサイクル羽毛100%」、「再使用の詰物80%」などと規定したが、リサイクル羽毛等を使用する箇所は製品の内の詰物部分であり、家庭用品品質表示法に沿って「詰物」部分における率であることを明記するのが望ましいとの指摘があり、表示方法を改定する。

2. 改定箇所（下線部分を追加）

No.103「衣服 Version3.0」：

6. (3)

(略) 表2の防寒衣料においては、表生地の基本配合率による場合は「(表生地)」の文言を上記に追加すること、再使用した羽毛による場合は「(詰物)リサイクル羽毛〇%」と記載すること。

No.104「家庭用繊維製品 Version3.0」：

6. (4)

(略) 表2の寝具等においては、再使用した詰物による場合は「(詰物)再使用の詰物〇%」、再使用した羽毛による場合は「(詰物)リサイクル羽毛〇%」と記載すること。

3. 改定日： 2015年11月1日

以上